

# 埼玉県越谷建築安全センターからのお知らせ

## 令和2年4月より、一部業務の審査等担当を 本所から杉戸駐在に変更します

※申請・提出窓口の変更はありません（一部を除く）

### ◆対象区域

鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町

蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

### ◆業務区分等

| 業務区分                      |                     | 審査等担当                                  |                                      |
|---------------------------|---------------------|--|--------------------------------------|
|                           |                     | 令和2年3月31日まで                            | 令和2年4月1日以降                           |
| 建築基準法（関係法令等含む）            | ・建築確認、計画通知          | 本所<br>越谷市越ヶ谷4-2-82<br>TEL 048-964-5295 | 杉戸駐在<br>杉戸町杉戸432<br>TEL 0480-34-2385 |
|                           | ・許可、認定等             |  |                                      |
|                           | ・法に基づく縦覧            |  |                                      |
|                           | 建築協定<br>一団地認定       |  |                                      |
| 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱  | ・建築事業報告             |  |                                      |
| 埼玉県福祉のまちづくり条例             | ・特定生活関連施設新築等届出・通知   |  |                                      |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | ・維持保全計画等の認定（誘導基準適合） |  |                                      |
| 浄化槽法                      | ・浄化槽設置届             |  |                                      |

※ 上記の業務に係る相談業務も含まれます

※ 他の業務（道路位置指定、完了検査等）に審査等担当の変更はありませんが、詳細はお問い合わせください

※ 一部を除いて各申請（提出）窓口に変更はなく、従前のとおり各市町となります

※ 特定行政庁及び限定特定行政庁の市・町権限事務は除きます